令和5年度 事業計画書

基本理念

みんなで手を取り合い 笑顔で暮らせるまち あかいわ

基本方針

少子高齢化や核家族の急激な進行は、生活様式・価値観の多様化などにより地域を取り巻く環境に大きな変化をもたらし、併せて収束が見えない新型コロナウイルス感染症拡大の影響で社会的孤立、生活困窮、権利侵害等、地域住民が抱える課題は多様化・複雑化してきています。

特に、長びく新型コロナウイルス感染症拡大により、人と人との交流が厳しく制限されるなか、地域では感染防止に配慮しつつ、つながりを絶やさないための工夫を凝らした取り組みが実施されているところです。

このように地域社会を取り巻く状況下で、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域住民をはじめ、あらゆる関係者、組織・団体が「我が事」として主体的に地域づくりに参画することが極めて大切なことです。

また、国では「地域共生社会」の実現をめざし、市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」を創設し推進されています。

本会も「地域共生社会」の実現に向け、具体的に取り組む事業を地域の皆様、関係機関・団体、行政と連携・協働し、地域の課題解決に取り組むことが重要です。

そこで本会は、令和5 (2023) 年度から令和7 (2025) 年度までの3年間を計画期間とする「第4次地域福祉活動計画」及び「第3次社協発展・強化計画」を策定しました。これらの計画に基づき、単年度事業を次のとおり展開してまいります。

重点目標及び事業概要

I. 地域福祉課

- ① 地域の絆を一層深め、住民が主体的に生活課題を解決できる組織・体制づくりを促進します。
- ② 各地区や地区社協との連携・協働のもと、地域の誰もが気軽に集えるふれあい・交流の場づくりを進めます。
- ③ ボランティア及び地域福祉活動を支える人材の確保に努めます。

1. 地域福祉推進事業

困った時に助け合える地域づくりを目指し、福祉推進員を中心とした小地域福祉活動の推進 基盤を整えるとともに、区・町内会単位では解決できない課題に対し、住民同士が解決に向け て話し合い、地域ぐるみで活動する地区社協の設置促進を図る。

(1)	地区社協設置促進事業	
---	---	---	------------	--

重点

- ア. 地区社協設置促進協力員設置事業
- イ. 地区社協設置促進計画
- ウ. 地区社協説明会 【市補助対象事業(一部)】
- エ、ワークショップ・セミナー等
- オ. 設立準備会の開催支援 【市補助対象事業 (一部)】
- (2) 地区社協活動支援事業
 - ア. 地区社協代表者会議
 - イ. 地区社協交流会
 - ウ. 助成金の交付

【市補助対象事業(一部)】

- (3) 福祉推進員活動支援事業
 - ア. 福祉推進員の配置
 - イ. 新任者研修
 - ウ. 福祉推進員民生委員交流会
 - 工. 福祉推進員連絡会
- (4) ふれあい見守りネットワーク活動支援事業
 - ア. ふれあい・いきいきサロン設置促進
 - イ.ご近所見守りネットワーク活動支援

ウ. 助成金の交付

重 点

- (5) サロン等送迎支援事業
 - ア. 先進地の情報収集

(6) 障がい者ふれあい事業

ア. 障がい者の集い

【市補助対象事業】

(7) 子どもの居場所応援事業

ア. 子どもの学習・生活支援事業

【市受託事業】

- イ. 子どもの居場所づくり及び活動支援
- ウ. 子どもの居場所担い手講座

2. 生活支援コーディネーター事業

第2層協議体の設置促進・活動支援を継続しながら、住民主体の新たな活動(通いの場) の立ち上げを支援するとともに、通所付添サポーターの活動支援を行う。

(1) 生活支援コーディネーター事業

【市受託事業】

- ア. 地域ニーズと社会資源の把握
- イ. 第2層協議体の設置促進及び運営支援
- ウ. 第1層協議体への参画
- エ. 住民への働きかけ及び啓発活動
- オ. 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
- カ. 地域ニーズとサービスのマッチング
- キ. コーディネーター間・関係機関との連携

3. ボランティアセンター事業

ボランティアの主体的な参画を促進し、活動の活性化を図るため、ボランティア活動に関する相談体制や情報提供の強化をはじめ、ボランティアが活動しやすい環境づくりを推進する。

- (1) ボランティアセンター事業
 - ア. 運営委員会・連絡会
 - イ. ボランティア情報の広報・啓発
 - ウ. 登録ボランティアの活動支援
- (2) 災害ボランティアセンター事業
 - ア. ボランティアセンター運営委員会・災害部会
 - イ、災害ボランティア養成講座
 - ウ. 災害ボランティアセンター設置運営訓練

4. 福祉教育推進事業

当事者やボランティア、福祉施設関係者等との連携・協働のもと、生涯を通じた福祉学習の機会を提供する。また、学校教育関係者の参画を得て、学齢における効果的な福祉教育について検討を行う。

(1) 福祉体験事業

- ア. 出前福祉講座
- イ. 夏のボランティア体験事業

(2)福祉教育の推進

重点

- ア. 福祉教育連絡会
- イ. 福祉教育指導者の確保

5. 在宅福祉サービス事業

在宅福祉の増進を図るため、給付及び貸出事業等を行う。なお、給付事業については、 事業目的の観点から見直しを行い、利用者へ周知を行う。

(1) 給付事業

- ア. おむつ等給付事業
- イ. 子育て紙おむつ給付事業

(2)貸出事業

- ア. 介護機器貸出事業
- イ. 物品貸出事業
- ウ. チャイルドシート等貸出事業
- エ. 車両貸出サービス事業

(3) リサイクル事業

- ア. 介護用品リサイクル事業
- イ. 育児用品リサイクル事業

6. その他福祉活動

社協活動について住民の理解が得られるように地域へ出向いて説明を行い、地域福祉活動推進に必要な財源である社協会費の拡大を目指す。また、関係機関との連携を図りながら、福祉活動の充実を図る。

(1) 社協会員の加入促進

- ア. 会員募集やPR活動の強化
- イ. 区・町内会会議への出席

- (2) 地域活動支援センター「ももっこ作業所」の運営 【市受託事業】
 - ア. 利用者送迎の実施
 - イ. 情報交換会の開催
- (3) 赤磐市戦没者追悼式の実施協力

【市補助対象事業】

- (4) 赤磐市民生委員児童委員協議会との連携
- (5) 赤磐市老人クラブ連合会との連携
- (6) 関係機関(自治会等)との連絡調整
- (7)福祉団体への活動支援
 - ア.赤磐市身体障害者福祉連合会 山陽地区身体障害者福祉協会 赤坂地区身体障害者福祉協会 熊山地区身体障害者福祉協会 吉井地区身体障害者福祉協会
 - イ. 赤磐市遺族連合会 山陽地区遺族会 赤坂地区遺族会 熊山地区遺族会 吉井地区遺族会
 - ウ. 赤磐市手をつなぐ親の会
- (8) 赤い羽根共同募金運動の協力
 - ア. 広報紙「赤い羽根共同募金」の発行
 - イ. 募金活動 (個別募金、法人募金、街頭募金等)
 - ウ. 赤磐市共同募金委員会の開催



Ⅱ.生活支援課

- ① 広域圏域での包括的な相談支援体制の充実を図るため、相談窓口の体制強化や多機関連携の仕組みづくりに取り組みます。
- ② 市民や多様な関係者との連携・協働のもと、セーフティネットの仕組みづくりに取り組みます。
- ③ 福祉サービス利用者の権利擁護体制の充実に向けて、日常生活自立支援事業の実施体制の 強化を図ります。

1. 総合相談支援事業

経済的困窮や社会的孤立など多様化・深刻化する生活課題を受け止め、その解決に向けた取り 組みを強化するため、住民が主体的に地域課題を把握して解決につなげる体制を基盤とし、広域 圏域での包括的な相談支援体制の充実を図る。

- (1) 生活困窮者自立支援事業 (赤磐市くらし・しごと応援センター あすてらす) 【市受託事業】
 - ア. 自立相談支援事業
 - イ. 家計改善支援事業
 - ウ. 被保護者就労支援事業
 - エ. 家計専門相談の実施
 - オ. 自立支援ネットワーク連絡会議の開催
 - カ. 支援調整会議の開催
 - キ. 生活困窮者自立支援セミナーの開催
 - ク. あすてらす通信の発行
 - ケ. 生活困窮者支援スーパーバイザー設置事業
- (2) 生活困窮者緊急一時支援事業
 - ア. 食料支援事業
 - イ. くらしサポート事業の協働実施
 - ウ. 日用品等支援事業
 - エ. おうち片づけ応援事業
 - オ. おうち片づけサポート事業の協働実施に向けた調査研究
 - カ. 安心すまいサポート事業の協働実施
 - キ. 緊急援護資金貸付事業
- (3) 赤磐くらし・しごと応援団サポーター活動
 - ア. サポーター募集活動の実施
 - イ. 協力事業者ステッカーの作成・配布
- (4) 重層的支援体制整備事業調査研究事業

重 点

- ア. 相談機関連絡会の開催
- イ. 相談窓口の体制及び機能強化に向けた検討
- (5) 居住支援サービス調査研究事業(新) …

重点

- ア. 居住支援事業準備委員会の開催
- イ. 居住支援団体等情報交換会の開催

2. 生活福祉資金貸付事業

低所得者の経済的な自立を支援するため、資金貸付や償還指導を通じて相談支援を行う。また、 経済的に困窮している世帯が抱える生活課題の解決に向け、きめ細かく対応が行えるよう体制の 強化を図り、必要な支援へのつなぎ等を行う。

(1) 生活福祉資金貸付事業

【県社協受託事業】

- ア. 貸付相談及び償還指導の実施
- イ. 調査委員会の開催
- (2) 市町村社協相談支援体制強化推進事業(新)

【県社協受託事業】

ア. 特例貸付借受人への相談支援の実施

3. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や親亡き後の身寄りのない障がい者の増加、障がい者の地域移行が進められるなか、判断能力が十分でないかたが地域で安心して生活が送れるよう日常生活自立支援事業を中心とする福祉サービス利用者の権利擁護の支援体制の充実を図る。

(1) 日常生活自立支援事業

【県社協受託事業】

- ア. 利用相談及びサービス提供の実施
- イ. 生活支援員研修会の開催

4. 中高年ひきこもり者支援活動

制度の狭間の問題として顕在化している中高年ひきこもり者やその家族を支援するため、関係機関・団体等との連携・協働のもと、社会との接点となる居場所づくりや社会参加のための機会の提供など、身近な地域で多様な受け皿づくりを進める。

- (1) ひきこもり者等居場所活動
 - ア. 当事者の居場所づくり及び活動支援
 - イ. ひきこもり者居場所づくりアドバイザー設置事業
 - ウ. ひきこもり者家族教室の開催
- (2) 生活困窮者就労訓練·体験事業
 - ア. 就労訓練・体験の場づくり
 - イ. ひきこもり者体験・訓練活動
 - ウ. しごとサポート事業の協働実施

(3)ひきこもりサポーターの養成・派遣事業 ……

重点

- ア. ひきこもりサポーターフォローアップ研修の開催
- イ. ひきこもりサポーターの活動支援
- (4) ネットワークづくり事業
 - ア. ひきこもり支援検討会の開催

Ⅲ. 地域包括支援センター 【市受託事業】

- ① 社会福祉協議会が有している「公正性」・「中立性」を担保した適切な事業運営に取り組みます。
- ② 地域住民の生活実態や抱える課題を把握し、その解決に向けて積極的に取り組みます。
- ③ 専門職が配置される利点を生かし、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、 民生委員等と協働します。

1. 介護予防・生活支援サービス事業

在宅で入浴することが難しい要支援認定高齢者が利用する入浴通所サービスの担い手となる各種サポーターの養成や活動支援を行う。

また、生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が地域で生活していくために必要となる生活支援サービスの体制整備を図る。

(1) 通所付添事業の実施

- ア. 入浴サポーターの養成及び活動支援
- イ. 通所付添サポーター養成及び活動支援
- ウ. ハートフル応援隊の養成及び活動支援

2. 介護予防事業

高齢者において、生きがいづくりや社会貢献は自らの介護予防につながることを啓発し、介護 予防活動の場への積極的参加を促進する。

また、既存の住民主体の通いの場の充実を目指し活動を支援するとともに、新たな場づくりを 促進する。

重点

- ア、いきいき百歳体操の集いの立ち上げ及び継続支援
- イ. 市内全域での世話役交流会の開催
- (2) 介護予防支援ボランティア養成事業の実施
 - ア. 認知症予防支援及び運動支援ボランティア養成講座の開催
 - イ. 各ボランティア向けのフォローアップ研修の開催及び活動支援
 - ウ. 介護予防支援ボランティア合同研修の開催

(3) 認知症予防事業の実施

- ア. 認知症予防教室の開催
- イ. 認知症啓発に関する講演会の開催
- ウ. 新たな通いの場の創出及び活動支援

3. 包括的支援事業

介護や福祉や医療等に関する相談を受付、内容に応じて必要な情報提供やサービス提供、適切な関係機関への紹介等を行う。

また、市と連携を図りながら、認知症等により権利侵害を受けやすい高齢者の実態把握及び虐待の発生防止と早期発見に努めていく。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関との連携を進め、 包括的・継続的ケアが実施できる体制整備に努めていく。

(1)総合相談支援業務

- ア. 高齢者が抱える多種多様な生活課題に対する相談対応
- イ. 高齢者の実態把握
- ウ. 地域におけるネットワークの構築

(2) 権利擁護事業

- ア. 赤磐市中核機関における一時相談窓口としての機能強化
- イ. 成年後見制度の理解促進に向けた啓発活動
- ウ. 高齢者虐待に関する相談受付及び対応
- エ. 高齢者虐待防止等に向けた専門職向け権利擁護研修会の開催

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

- ア. 介護支援専門員に対する相談及び支援対応
- イ. 介護支援専門員代表者会議の開催
- ウ. 介護支援専門員連絡会・研修会の開催

4. 生活支援体制整備事業

地域支え合いネットワーク推進協議会への参画や生活支援コーディネーターとの連携による フォーラムやワークショップ等の開催を通して、地域で高齢者が自立した生活を営むために必要 となる生活支援サービスの体制整備を図っていく。

また、シルバー人材センターと連携し、生活支援サポーターの養成を進める。

(1) 生活支援サポーター養成事業の実施

- ア. 生活支援サポーター養成研修の開催
- イ. 生活支援サポーターフォローアップ研修の開催
- (2) 新しい社会資源の創出に向けた研究



5. 認知症総合支援事業

地域住民に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発を図り、認知症の疑いのある高齢者の早期診断・早期対応を進めていく。

また、「認知症初期集中支援チーム」の活動により、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるようなケア体制の構築にも努め、認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりを目指す。認知症相談支援体制の整備を行っていく。

- (1) 認知症相談支援体制の整備
 - ア. 認知症カフェの開催
 - イ. 認知症地域支援推進員研修への職員派遣
 - ウ. 認知症初期集中支援チーム員会議の開催
 - エ. 認知症初期集中支援チーム員研修への職員派遣

6. 地域ケア推進事業

地域ケア個別会議での多職種によるケース検討を通じて、地域の介護支援専門員のケアマネジメント支援の充実を図るとともに、会議で抽出された地域のニーズや課題から、地域支え合いネットワーク推進協議会と協働し生活支援サービスの体制整備につなげていく。

- (1) 地域ケア個別会議の開催(月2回程度)
- (2) 新しい社会資源の創出に向けたニーズの把握

7. 任意事業

介護に関する学習や介護者同士の交流を図ることができる仕組みづくりを行う。 また、認知症サポーターや市民後見人の養成に取り組み、認知症の人やその家族が安心して生活できる地域づくりに向けた基盤づくりを進める。

- (1) 家族介護支援事業の実施
 - ア. 介護教室の開催
 - イ. 介護者のつどいの開催
- (2) 認知症サポーター養成事業 …………

重点

- ア. 認知症サポーター養成講座の開催
- イ、キャラバン・メイト連絡会の開催及び活動支援
- ウ. チームオレンジに関する検討実施(新)
- (3) 成年後見制度利用支援事業
 - ア. 市民後見人養成講座の開催
 - イ. 市民後見人連絡会の開催及び活動支援

8. 地域包括支援センターの体制整備

地域包括支援センターの更なる機能強化を図るため、専門職種の役割及び職責に応じた人材育成に努める。

また、効率的な業務執行体制を確保し地域住民から信頼される組織を目指す。

- (1) 職員の専門性の向上に向けた内部研修の開催及び各種研修会への派遣
- (2) センターの業務体制の整備(業務分担及び地区分担について)

9. 介護予防支援事業

介護保険制度の基本理念である「尊厳の保持」「自立支援」を念頭に、地域で生活する高齢者が 要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要支援状態になっても要介護状態に 進行しないよう、その状態の改善・維持・悪化の遅延を図りながら、住み慣れた地域でいつまで も安心して暮らすことができるよう事業を実施する。

- (1) 介護予防支援事業所の運営
 - ア. 適切な業務運営の管理
 - イ. プランナーの確保

Ⅳ. 介護保険課

- ① 事業の効率化を図り、収支均衡を見極めながら、長期的な視野に立った健全経営を目指します。
- ② 利用者満足度向上に向けた質の高いサービス提供に励み、魅力ある事業所づくりに取り組みます。
- ③ 事業所間の連携を強化し、将来の介護保険事業を担う人材を育成します。

1. 介護事業の長期的視野に立った健全経営

介護保険の理念(自立支援と尊厳の保持)に基づき、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせることができるよう事業を実施するとともに、利用者確保・拡大に取り組み、収支均衡が図れた事業経営に努める。

(1) 居宅介護支援(ケアプラン) 事業

- ◆あかいわ社協居宅介護支援事業所の経営
- ア. 介護支援専門員の育成強化
- イ. 特定事業所加算の取得

(2) 通所介護事業

- ◆山陽デイサービスセンターの経営
- ◆春の家デイサービスセンターの経営

ア. 事業の収益性の確保と経営の効率化 ………

イ. 各種加算取得に向けての体制整備

(3) 訪問介護事業

- ◆あかいわ社協ホームヘルプステーションの経営
- ア. 訪問介護員の効率的な運用
- イ. 登録ヘルパーの確保
- (4) 障害者総合支援法による居宅サービス提供事業
 - ア. 居宅介護事業(身体障害児者・知的障害児者・精神障害児者・難病者)
 - イ. 基準該当生活介護事業(山陽・赤坂)
- (5) 市受託事業
 - ア. 地域生活支援事業 (移動支援事業)
- (6) 独自事業
 - ア. 生活サポートあんど事業(自費ヘルパー事業)

2. サービスの質の向上

継続して利用いただけるよう、職員への必要とする研修を実施し、利用者の満足度を意識しながら、サービスの質の向上に取り組む。

(1) サービスの質の向上に向けた取り組み

- ア. 各事業所の年間研修計画の作成・実施
- イ. 定期的な顧客満足度調査の実施
- ウ. 新型コロナウイルス感染防止対策の実施

3. 介護事業を担う人材育成

事業運営状況や課題等について情報共有の徹底を図り、事業所間の連携を強化するとともに、 将来を見据えた人材育成に取り組む。

- (1)情報共有の徹底
 - ア. ICT機器 (タブレット) の活用
 - イ. 管理者全体会の開催(横の連携強化)

(2) 人材育成

- ア. 目標・キャリアパスを描きやすい仕組みづくり
- イ、介護現場でのマネジメントカ・サポートカの向上促進

V. 総 務 課

- ① 持続的で安定的な組織体制基盤強化に取り組むとともに、職員の資質向上及び専門職の確保に 努めます。
- ② 各事業の効率や成果を見極めながら、経営健全化・経費有効活用に取り組みます。
- ③ 市民の理解促進・社協を身近に感じられるよう社協事業の『見える化』に努めた情報発信を行います。

1. 組織の基盤・体制強化

社会福祉法人に求められる責務を果たすべく、組織のガバナンス強化や、事業運営の透明性の確保及び地域における公益的な取組みなどに継続して取り組むとともに、コンプライアンスを徹底し、地域福祉の担い手として地域住民からの信頼に応える社協を目指し、役職員一丸となった組織運営に努める。また、今後本会が担うべき役割の増大が想定されるなか、期待に応えられるよう職員の資質向上を促すとともに、効率的な事業運営が実施できるよう組織運営体制の確立に取り組む。

(1) 法人の運営

- ア. 正副会長会、理事会、評議員会の開催
- イ. 評議員選任・解任委員会の開催
- ウ. 部会 (総務部会、介護保険等事業部会) の開催
- エ. 決算監査・中間監査の実施
- オ. 第三者委員会の開催
- カ. 財務諸表等の情報開示
 - ・インターネット福祉・保健・医療総合サイト (WAM NET) を通じた情報開示
- キ. 社会福祉法人との地域における公益的な取組
 - 赤磐市社会福祉法人連絡会の運営
 - ・各部会(地域づくり推進部会、生活困窮者支援部会)の開催

重点

- ア. 組織体制・事業運営体制(部署間連携)等の強化
 - ・任期満了に伴う役員改選
- イ、コンプライアンス(法令遵守)の強化
- ウ. 職員の資質向上及び人材育成
 - ・各種研修参加促進、リーダー等育成
- エ、必要とする専門職の人材確保
- オ. 市との人事交流

(3)総合的人事管理

- ア. 評価表に基づく人事考課制の運用
 - ・適切な人員配置の実施
- イ. 次世代育成にかかる一般事業主行動計画の推進及び次期計画の策定
- ウ. 安全衛生委員会の開催
- エ. ストレスチェック、産業医健康相談の実施

2. 財政運営の適正化

第3次社協発展・強化計画を骨子に、各事業の効率や成果を慎重に見極め、第4次地域福祉活動計画と連携しながら、事業を円滑に推進していく基盤となる財政運営の強化と経営健全化に向けた取り組みを図る。

重点

- ア. 業務執行の近況及び収支状況の共有化
- イ、進捗状況の管理、前年度決算結果に基づく振り返り
- (2) 安定的・効果的な財務運営
 - ア. 事業の効率化・見直し等による事業費抑制及び有効活用
 - イ. 資金運用委員会の開催
 - ・積立資産等の適正な管理、効果的な運用
 - ウ. 公費財源の確保
 - エ. 自主財源確保に向けた多様な寄付方法の調査研究

3. 広報啓発事業

広く住民の理解や参加を得ながら、地域福祉活動を推進していくため、幅広い福祉情報を開示し、本会認知度の向上や実施する事業への理解促進を図るとともに、社協事業の『見える化』に努めた情報発信を行う。

- (1) 広報啓発活動
 - ア. 広報紙「福祉のひろば」(年6回・偶数月)の発行
 - イ. ホームページ、Facebook 等による福祉情報の発信
 - ウ. マスコットキャラクター(こももちゃん)を活用した広報啓発

4. 指定管理施設の管理・経営

指定管理者として、施設の目的・特性等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底 並びに利用者の安全性や利便性を確保し、地域福祉を増進する事業の展開かつ、効果的・効率的 な施設の管理運営に努める。

- (1) 指定管理施設の管理・経営
 - ア. 山陽総合福祉センター
 - イ. 赤坂福祉サービスセンター春の家
 - ウ. 山陽高齢者生きがいセンター

5. 山陽老人福祉センター「あかいわほほえみプラザ」の運営

利用者に安心して利用していただくため、施設の長期的かつ安定的な維持・管理・運営を行うとともに、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底しながら、健康増進や生きがいづくり・仲間づくりの場として各種イベントを開催し、施設利用率向上及び利用者拡大を目指した取り組みを行う。

- (1) 施設(設備)の長期的で安定的な維持・管理・運営
 - ア. 施設、設備の維持管理
 - イ. 泉源管理(泉源名:山陽足王乃湯)
 - ウ. 修繕計画に伴う修繕の実施
 - ・エアコンの計画改修
 - ・ 令和6年度ESP水中ポンプシステム交換工事実施に向けた準備
- (2) 施設パンフレットの効果的活用
 - ア. 関係団体の拡充に向けたPR
 - イ.「ほほえみプラザ」の愛称を活用したPR
- (3) 各種講座・イベント等の開催及び充実
 - ア. 各部会活動の推進
 - イ. 健康講座の開催
 - ウ. イベント事業の実施
 - 工. 梅収穫祭 (大梅·小梅)

